

図表1 国籍別・地域別 入管法違反事件の推移

単位(人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
<b>総数</b>	<b>18,012</b> (12,979)	<b>10,300</b> (7,381)	<b>18,198</b> (12,879)	<b>18,908</b> (13,454)	<b>18,442</b> (12,949)
ベトナム	9,668 (7,288)	3,568 (2,922)	6,953 (5,667)	6,996 (5,684)	6,599 (5,405)
タイ	1,064 (536)	868 (430)	3,171 (1,486)	3,400 (1,497)	3,600 (1,447)
中国	2,915 (2,055)	1,967 (1,289)	2,059 (1,313)	1,929 (1,241)	1,653 (1,077)
インドネシア	728 (585)	585 (480)	920 (745)	1,609 (1,327)	1,555 (1,317)
フィリピン	804 (393)	785 (377)	914 (464)	925 (476)	774 (393)
トルコ	408 (283)	270 (176)	391 (300)	471 (365)	702 (483)
スリランカ	274 (230)	277 (238)	483 (441)	516 (472)	612 (548)
カンボジア	111 (77)	297 (203)	1,033 (702)	902 (657)	520 (351)
ネパール	499 (357)	289 (210)	384 (295)	346 (268)	318 (254)
ウズベキスタン	138 (136)	88 (86)	234 (227)	306 (290)	246 (236)
その他	1,403 (1,039)	1,306 (970)	1,656 (1,239)	1,508 (1,177)	1,863 (1,438)

(注1)入管法違反事件とは、入管法違反により退去強制手続又は出国命令手続を執った事件をいう。

(注2) ( )内は、男性で内数である。

(注3) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

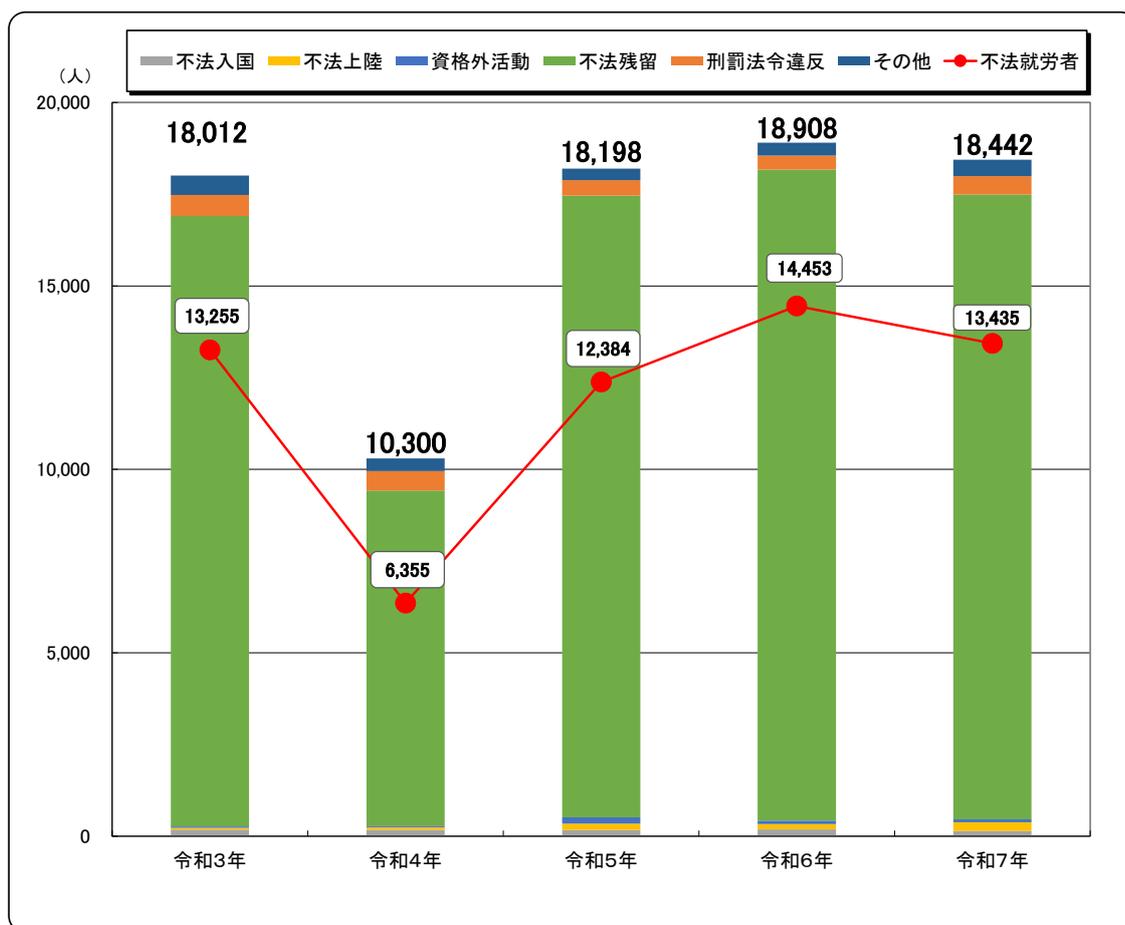
図表2 退去強制事由別 入管法違反事件の推移

単位(人)

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
違反事由					
総数	18,012	10,300	18,198	18,908	18,442
不法入国	182	176	168	188	141
不法上陸	50	69	172	146	242
資格外活動	37	44	175	90	79
不法残留 (うち出国命令による引継)	16,638 (4,365)	9,137 (3,877)	16,949 (9,197)	17,746 (10,131)	17,031 (9,483)
刑罰法令違反	574	527	422	384	503
その他	531	347	312	354	446

(注)違反事由が2以上ある場合は、主たる違反事由による。

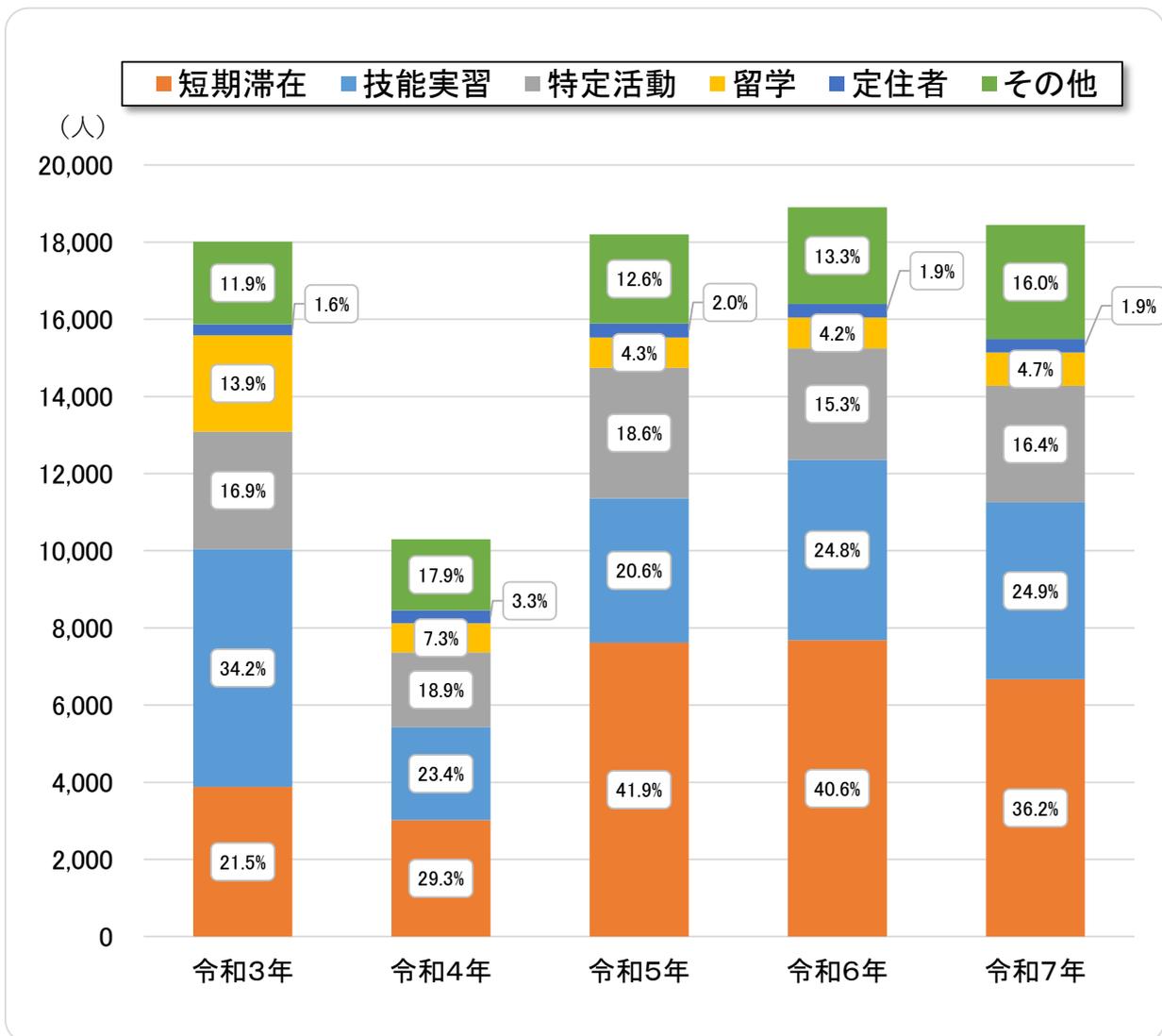
不法就労者	13,255	6,355	12,384	14,453	13,435
-------	--------	-------	--------	--------	--------



図表3 在留資格別 入管法違反事件の推移

単位(人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
<b>総数</b>	<b>18,012</b>	<b>10,300</b>	<b>18,198</b>	<b>18,908</b>	<b>18,442</b>
短期滞在	3,879	3,019	7,616	7,679	6,671
技能実習	6,165	2,406	3,746	4,684	4,584
特定活動	3,047	1,943	3,383	2,884	3,023
留学	2,496	751	783	800	861
定住者	287	339	369	350	356
その他	2,138	1,842	2,301	2,511	2,947



図表4 摘発箇所数・被摘発者数の推移

摘発箇所数 単位(箇所)

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
摘発先別					
総数	167	520	1,344	1,320	1,271
稼働先	30	136	245	160	102
居宅	105	280	724	813	889
その他 (路上等)	32	104	375	347	280

被摘発者数 単位(人)

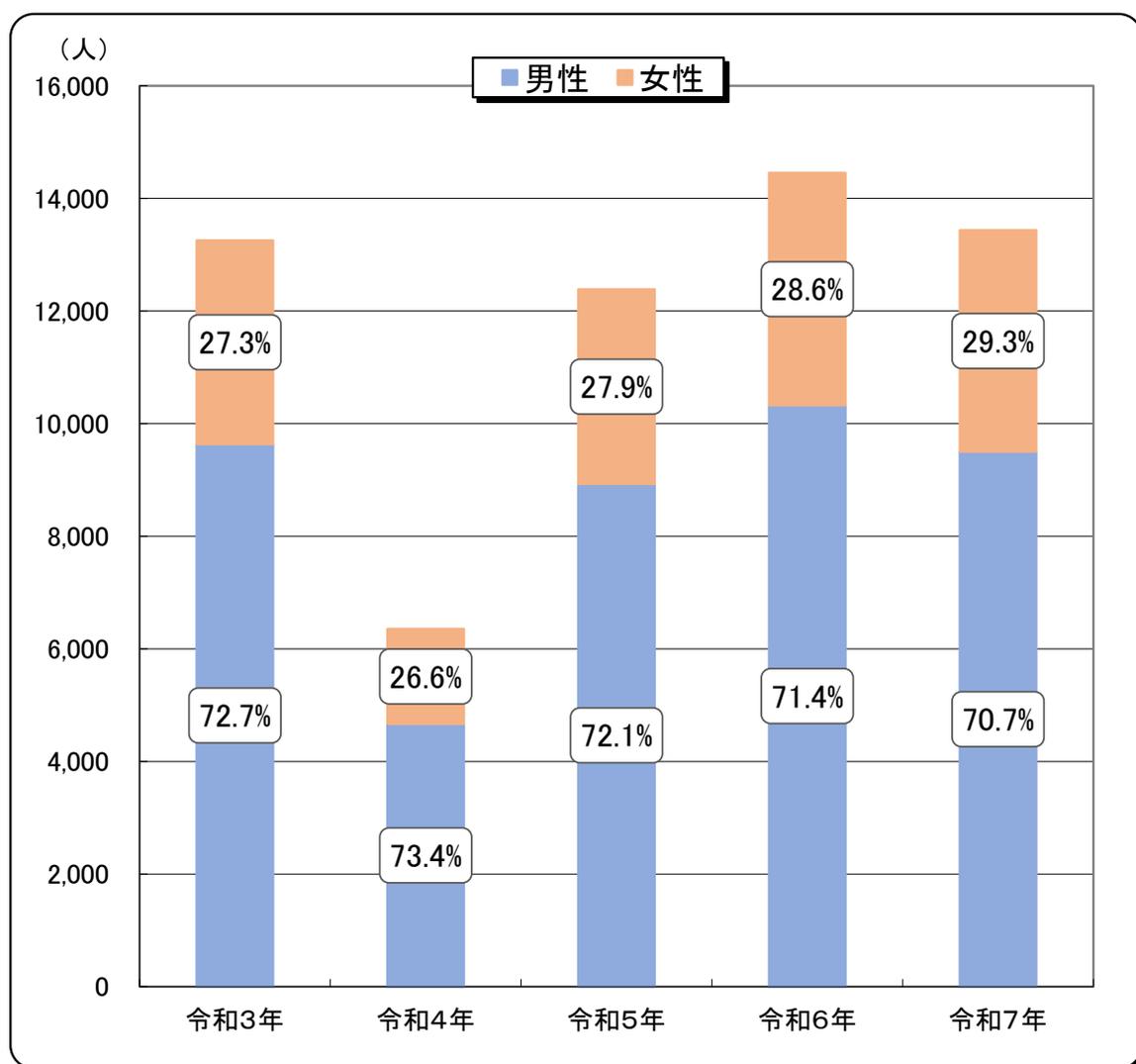
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数	143 (106)	281 (180)	1,612 (1,129)	1,378 (995)	1,837 (1,292)

(注) ( )内は、男性で内数である。

図表5 不法就労者数の推移

単位(人)

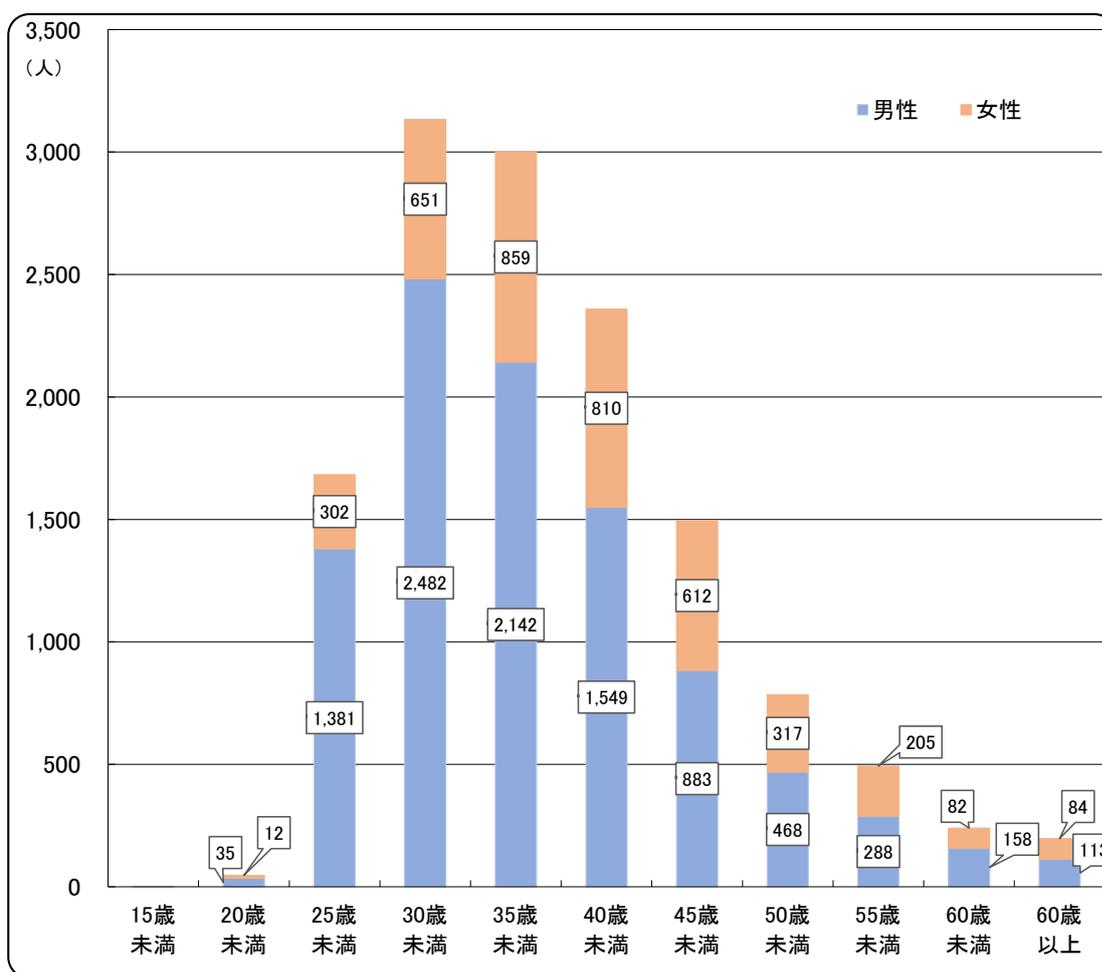
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
<b>総数</b>	<b>13,255</b>	<b>6,355</b>	<b>12,384</b>	<b>14,453</b>	<b>13,435</b>
男性	9,634	4,664	8,928	10,324	9,500
女性	3,621	1,691	3,456	4,129	3,935



図表6 不法就労者の年代別

単位(人)

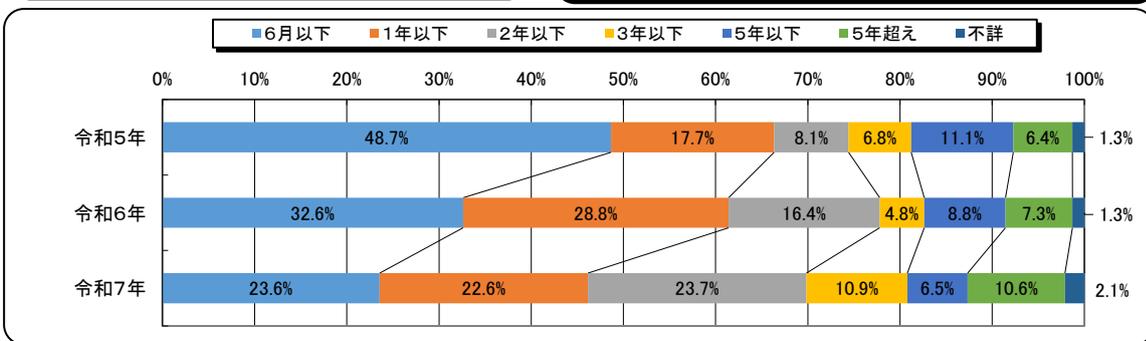
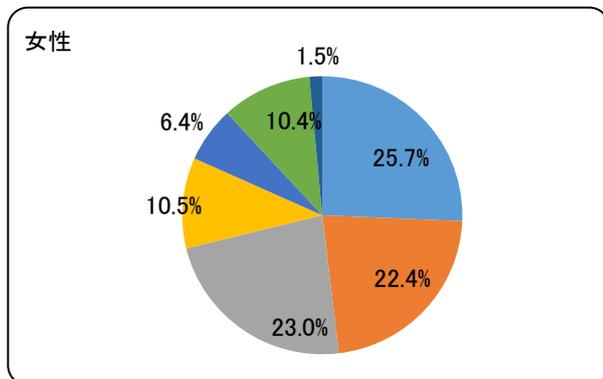
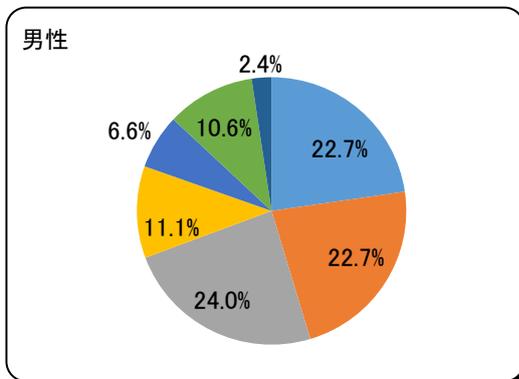
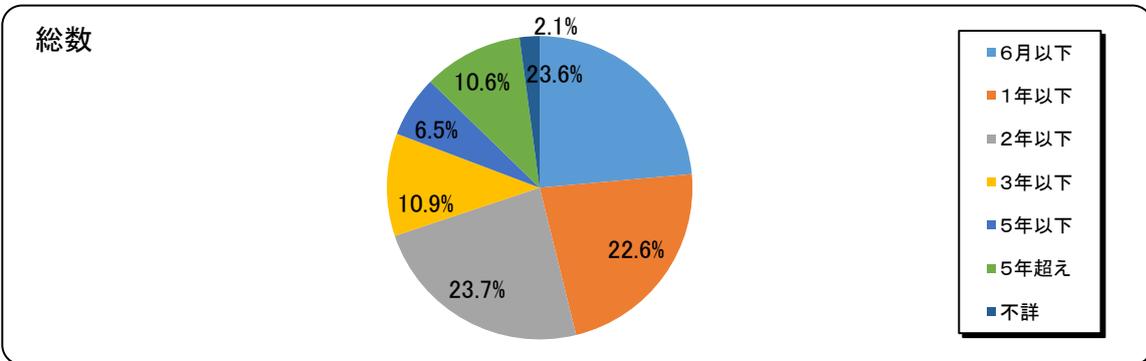
	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上	合計
	15歳未満	20歳未満	25歳未満	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	60歳以上	
総数	2	47	1,683	3,133	3,001	2,359	1,495	785	493	240	197	13,435
男性	1	35	1,381	2,482	2,142	1,549	883	468	288	158	113	9,500
女性	1	12	302	651	859	810	612	317	205	82	84	3,935



図表7 不法就労者の就労期間別構成

単位(人)

	6月以下	1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	5年超え	不詳	合計
総数	3,166	3,035	3,183	1,471	878	1,419	283	13,435
男性	2,156	2,152	2,276	1,056	625	1,010	225	9,500
女性	1,010	883	907	415	253	409	58	3,935



図表8 不法就労者の就労場所別構成

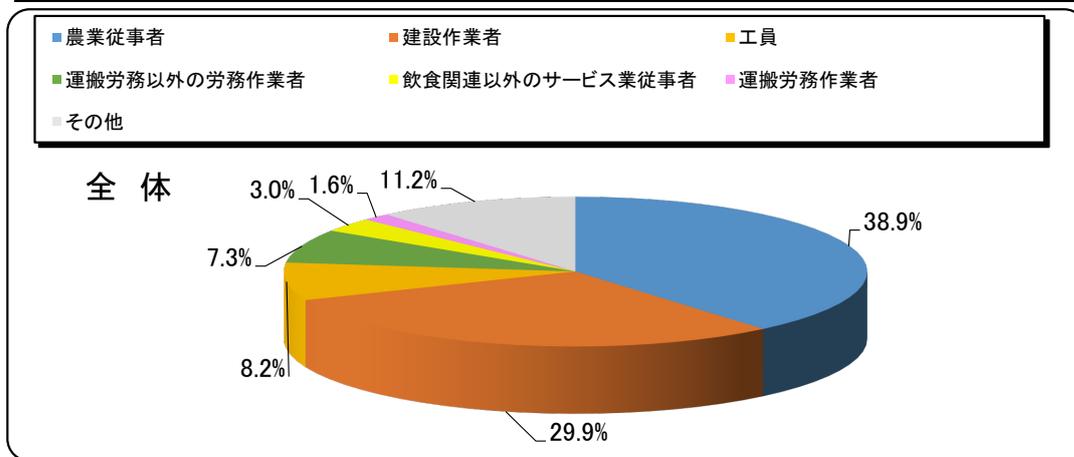
単位(人)

		合計	男性	女性
<b>総数</b>		<b>13,435</b>	<b>9,500</b>	<b>3,935</b>
1	茨城	3,518	2,113	1,405
2	千葉	1,967	1,245	722
3	群馬	1,426	984	442
4	埼玉	1,366	1,137	229
5	愛知	1,035	821	214
6	東京	925	710	215
7	栃木	544	380	164
8	大阪	542	473	69
9	神奈川	522	441	81
10	長野	207	119	88
11	山梨	163	105	58
12	三重	162	138	24
13	兵庫	160	146	14
14	不定	153	107	46
15	静岡	122	80	42
16	岐阜	98	74	24
17	福岡	89	75	14
18	京都	45	42	3
19	広島	37	29	8
20	宮城	31	27	4
21	石川	29	27	2
22	北海道	26	22	4
23	岩手	25	9	16
24	沖縄	24	21	3
25	滋賀	23	23	0
26	福島	22	17	5
27	岡山	20	18	2
28	福井	19	16	3
29	山形	15	8	7
29	新潟	15	8	7
31	奈良	14	14	0
32	富山	13	10	3
33	和歌山	12	10	2
34	熊本	10	8	2
35	大分	9	8	1
36	徳島	8	3	5
37	佐賀	7	6	1
38	山口	6	5	1
39	青森	5	5	0
39	鹿児島	5	4	1
41	秋田	4	2	2
41	鳥取	4	4	0
43	香川	2	2	0
43	愛媛	2	1	1
43	長崎	2	2	0
46	高知	1	0	1
46	宮崎	1	1	0
48	島根	0	0	0

図表9 不法就労者の就労内容別構成

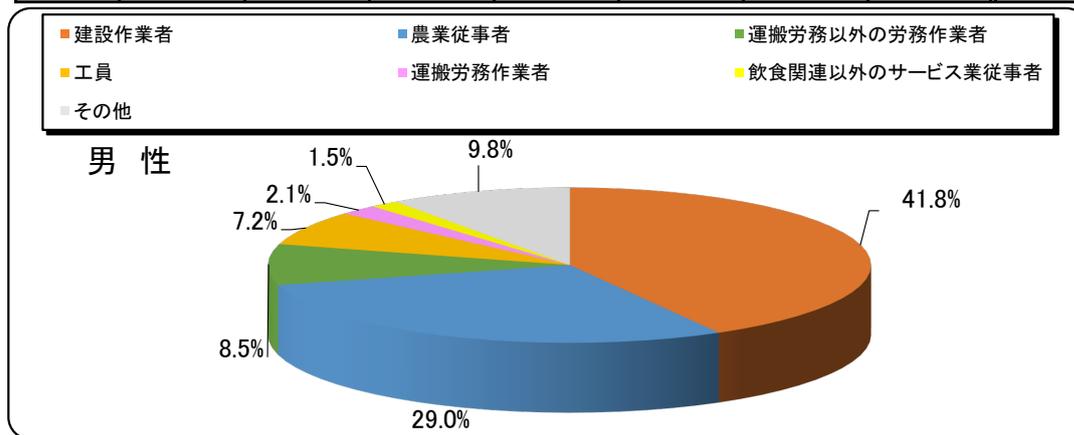
単位(人)

職種	農業従事者	建設作業	工員	運搬労務以外の労務作業	飲食関連以外のサービス従事者	運搬労務作業	その他	総数
全体	5,227	4,011	1,095	975	407	211	1,509	13,435



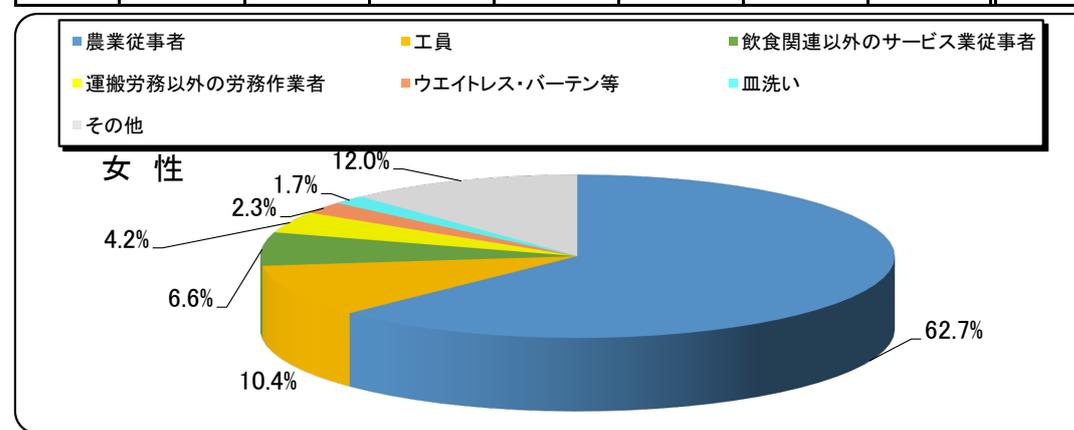
単位(人)

職種	建設作業	農業従事者	運搬労務以外の労務作業	工員	運搬労務作業	飲食関連以外のサービス従事者	その他	総数
男性	3,971	2,759	808	686	198	147	931	9,500



単位(人)

職種	農業従事者	工員	飲食関連以外のサービス従事者	運搬労務以外の労務作業	ウエイトレス・バーテン等	皿洗い	その他	総数
女性	2,468	409	260	167	92	68	471	3,935



図表10 不法就労者の就労内容別の就労場所構成

単位(人)

就労場所	職種 総数	農業従事者	建設作業者	工員	運搬労務以外の 労務作業者	飲食関連以外の サービス業 従事者	運搬労務 作業者	その他
<b>総 数</b>	<b>13,435</b>	<b>5,227</b>	<b>4,011</b>	<b>1,095</b>	<b>975</b>	<b>407</b>	<b>211</b>	<b>1,509</b>
茨 城	3,518	2,463	573	251	19	35	17	160
千 葉	1,967	1,034	502	104	72	48	23	184
群 馬	1,426	731	254	204	112	32	21	72
埼 玉	1,366	195	826	115	65	25	16	124
愛 知	1,035	61	369	104	233	58	11	199
東 京	925	31	467	37	56	77	13	244
栃 木	544	187	168	76	28	9	4	72
大 阪	542	27	150	41	152	30	56	86
神 奈 川	522	10	326	29	36	35	25	61
長 野	207	161	18	4	8	2	0	14
そ の 他	1,383	327	358	130	194	56	25	293

図表11 不法就労者の国籍・地域別の就労場所構成

単位(人)

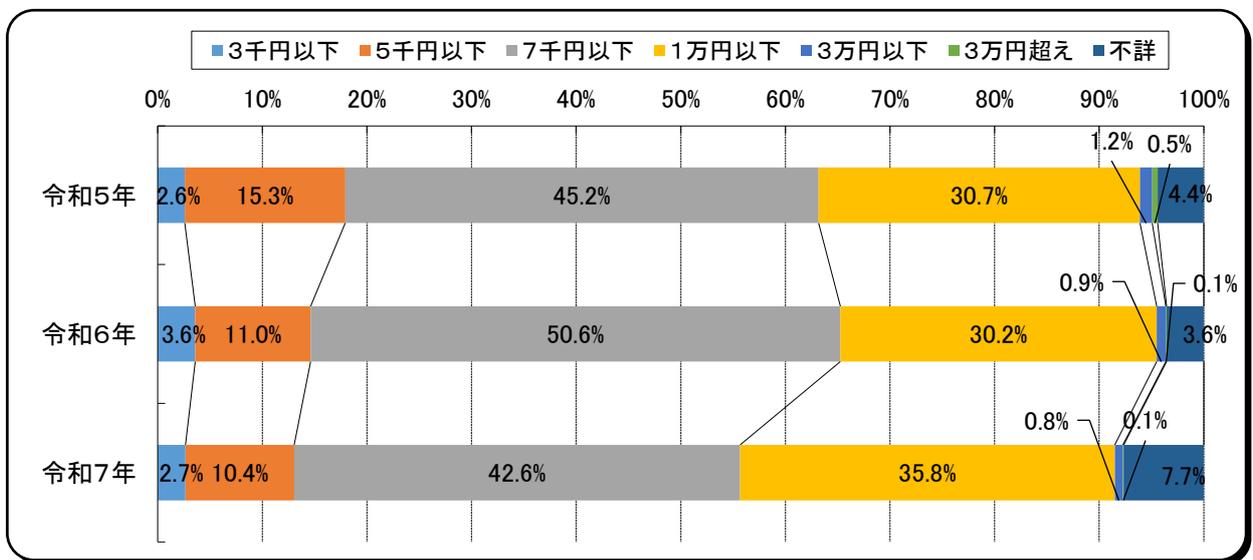
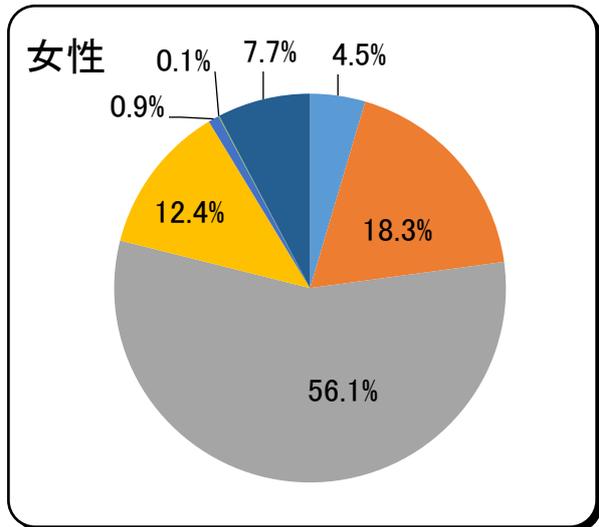
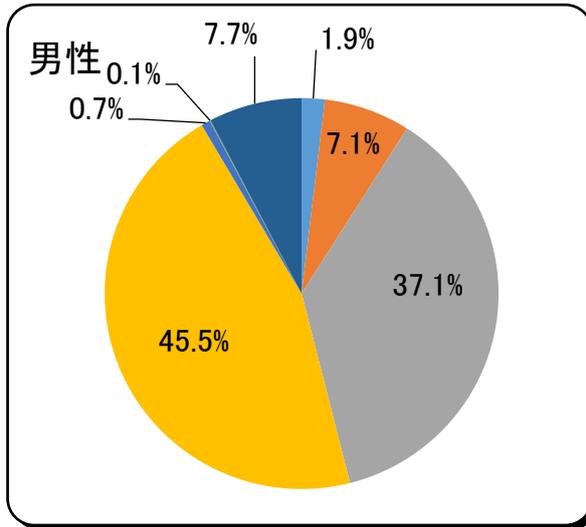
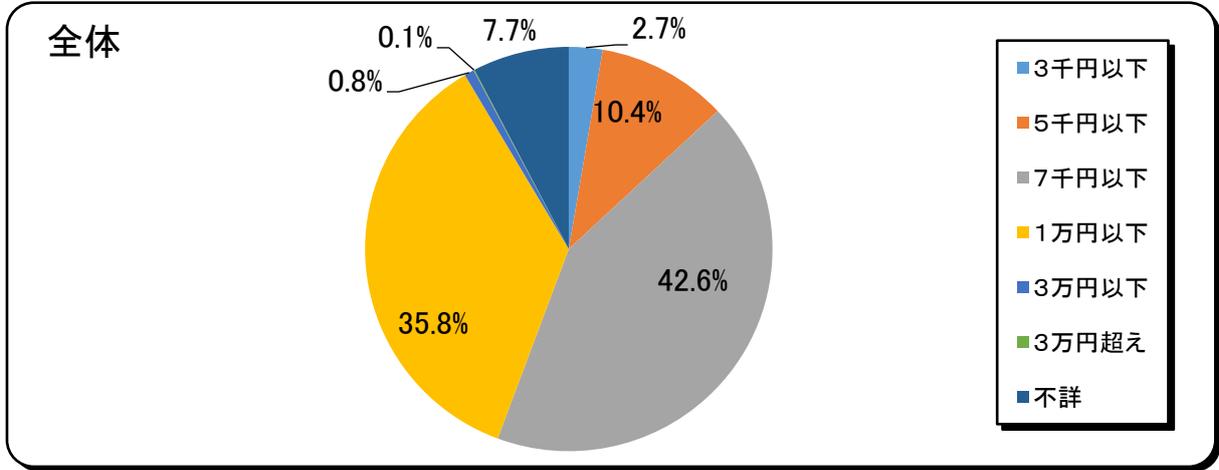
国籍・地域 就労場所	総数	ベトナム	タイ	インドネシア	中国	フィリピン	カンボジア	スリランカ	ネパール	ウズベキスタン	韓国	その他
<b>総 数</b>	<b>13,435</b>	<b>5,872</b>	<b>3,267</b>	<b>1,409</b>	<b>997</b>	<b>453</b>	<b>445</b>	<b>297</b>	<b>209</b>	<b>84</b>	<b>79</b>	<b>323</b>
茨 城	3,518	816	1,681	613	148	58	92	59	13	1	4	33
千 葉	1,967	523	880	32	227	112	31	73	25	11	14	39
群 馬	1,426	745	113	214	22	90	157	27	47	1	1	9
埼 玉	1,366	945	92	43	110	46	18	11	19	19	2	61
愛 知	1,035	606	29	178	67	42	0	25	29	6	3	50
東 京	925	496	64	26	197	28	1	10	16	32	16	39
栃 木	544	263	53	77	11	19	47	32	28	1	2	11
大 阪	542	433	14	8	45	4	0	3	4	1	17	13
神 奈 川	522	241	40	12	67	16	93	26	2	6	4	15
長 野	207	35	145	12	9	1	0	0	1	0	1	3
そ の 他	1,383	769	156	194	94	37	6	31	25	6	15	50

(注)表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表12 不法就労者の報酬(日額)別構成

単位(人)

	3千円以下	5千円以下	7千円以下	1万円以下	3万円以下	3万円超え	不詳	総数
全体	359	1,394	5,727	4,811	104	11	1,029	13,435
男性	180	674	3,520	4,322	69	8	727	9,500
女性	179	720	2,207	489	35	3	302	3,935



図表13 退去強制令書による送還及び出国命令による出国

単位(人)

	令和6年	令和7年
総 数	17,979	17,352
退去強制令書による送還	7,698	7,563
出国命令による出国	10,281	9,789

図表14 国籍・地域別 被送還者の推移

単位(人)

国籍・地域別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数	4,122 (3,264)	4,795 (3,806)	8,024 (6,303)	7,698 (6,076)	7,563 (5,970)
ベトナム	1,781 (1,510)	2,014 (1,739)	3,513 (3,032)	3,123 (2,677)	2,884 (2,542)
タイ	224 (127)	448 (252)	897 (480)	912 (419)	1,261 (588)
インドネシア	191 (158)	238 (199)	418 (351)	628 (524)	678 (615)
中国	832 (644)	784 (574)	1,041 (776)	826 (620)	668 (516)
トルコ	87 (58)	77 (68)	190 (147)	167 (156)	318 (245)
スリランカ	103 (91)	122 (113)	195 (186)	283 (263)	284 (263)
フィリピン	214 (128)	321 (209)	410 (238)	351 (215)	280 (201)
カンボジア	35 (24)	86 (68)	349 (263)	368 (286)	216 (164)
ウズベキスタン	32 (32)	48 (47)	90 (88)	164 (163)	134 (130)
ネパール	170 (123)	172 (136)	222 (171)	174 (147)	124 (104)
その他	453 (369)	485 (401)	699 (571)	702 (606)	716 (602)

(注1) ( )内は、男性で内数である。

(注2) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表15 送還方法別 被送還者の推移

単位(人)

送還方法	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数	4,122	4,795	8,024	7,698	7,563
自費出国	2,808	3,935	7,127	6,808	6,677
国費送還 (護送官なし)	1,277	724	695	581	505
国費送還 (護送官あり)	15	96	119	249	318
その他	22	40	83	60	63

(注)「その他」は、「入管法第59条による送還(運送業者の責任と費用による送還)をした者」、「国際受刑者移送法に基づき出国したものであって、出国時に退去強制令書の発付を受けていた者」及び「その他」の数値である。

図表16 送還方法別 月別の被送還者の推移

令和7年

単位(人)

送還方法	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数
総数	519	524	615	433	630	702	816	603	549	691	723	758	7,563
対前年増減数	△ 8	△ 78	△ 101	△ 89	△ 131	7	131	△ 39	2	△ 13	48	136	△ 135
自費出国	466	456	566	381	549	623	718	523	488	613	644	650	6,677
国費送還 (護送官なし)	40	50	37	26	52	38	46	37	27	40	32	80	505
国費送還 (護送官あり)	12	10	11	24	27	36	46	37	26	32	36	21	318
その他	1	8	1	2	2	5	6	6	8	6	11	7	63

令和6年

単位(人)

送還方法	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数
総数	527	602	716	522	761	695	685	642	547	704	675	622	7,698
自費出国	463	542	637	465	686	642	616	561	480	629	555	532	6,808
国費送還 (護送官なし)	47	34	55	39	52	30	46	55	37	51	65	70	581
国費送還 (護送官あり)	12	24	16	14	20	12	20	26	26	19	49	11	249
その他	5	2	8	4	3	11	3	0	4	5	6	9	60

単位(人)

	令和6年 上半期	令和7年 上半期	上半期 増減数	令和6年 下半期	令和7年 下半期	下半期 増減数
総数	3,823	3,423	△ 400	3,875	4,140	265
自費出国	3,435	3,041	△ 394	3,373	3,636	263
国費送還 (護送官なし)	257	243	△ 14	324	262	△ 62
国費送還 (護送官あり)	98	120	22	151	198	47
その他	33	19	△ 14	27	44	17

図表17 国籍・地域別の国費送還(護送官あり)の内訳

令和7年

単位(人)

(参考)令和6年

国籍・地域別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数	総数
総数	12 (1)	10 (1)	11	24 (1)	27 (3)	36 (11)	46 (15)	37 (10)	26 (6)	32 (6)	36 (1)	21 (4)	318 (59)	249 (19)
トルコ	0	1	2	2	2	7 (4)	12 (10)	15 (8)	9 (3)	5 (2)	9	7 (3)	71 (30)	28 (4)
フィリピン	1	0	2	10	5 (2)	4 (1)	6	4	2	2	8 (1)	2	46 (4)	37
スリランカ	1 (1)	0	1	2	6 (1)	6 (3)	8 (3)	3 (1)	4 (2)	6 (1)	4	3	44 (12)	31 (7)
中国	1	0	1	2	1	3	3	4	5	1	3	1	25	33 (1)
ベトナム	0	2	1	2	4	1	3	2	0	3	2	0	20	9
ブラジル	1	1	0	0	2	1	1	1	1	1	3	3	15	16
タイ	1	1	0	0	1	2	2	1	2	1	0	1	12	12
ナイジェリア	0	1 (1)	0	1	0	1 (1)	1	1 (1)	1	2 (1)	1	0	9 (4)	5 (1)
パキスタン	0	0	1	1 (1)	1	2 (1)	2	1	0	0	0	1	9 (2)	10 (1)
バングラデシュ	1	0	0	1	0	0	3 (1)	0	0	2	0	0	7 (1)	7 (1)
その他	6	4	3	3	5	9 (1)	5 (1)	5	2 (1)	9 (2)	6	3 (1)	60 (6)	61 (4)

(注1) 括弧内は、送還停止効の例外を適用して送還した人数

(注2) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表18 上陸拒否期間の短縮決定をした件数等

単位(件)

	令和6年	令和7年
申請	199	419
決定	154	348
非決定	40	71
終止	1	1

(注) 令和5年改正入管法の施行日である令和6年6月10日から同年12月末までの数値

図表19 上陸拒否期間の短縮決定を受けて出国した人員

単位(人)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数
令和7年	10	21	26	16	29	40	36	34	25	19	48	36	340
令和6年	—	—	—	—	—	2	22	32	26	21	27	22	152

図表20 出国命令書を交付した件数

		単位(件)	
		令和6年	令和7年
出国命令書の交付		10,382	9,807
内訳	入管法第24条の3第1号イ (注1)	9,314	7,815
	入管法第24条の3第1号ロ (注1)	1,068(注2)	1,992

(注1) 入管法第24条の3第1号イは、違反調査の開始前に速やかに本邦から出国する意思をもって自ら出入国管理官署に出頭した者であること。同号ロは、違反調査の開始後、入国審査官による認定通知書を受ける前に入国審査官又は入国警備官に対して速やかに出国する意思がある旨表明した者であること。

(注2) 令和5年改正入管法の施行日である令和6年6月10日から同年12月末までの数値

図表21 出国命令により出国した人員

年	単位(人)												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数
令和7年	952	698	936	835	782	855	856	767	712	728	780	888	9,789
令和6年	912	880	855	811	779	848	959	894	770	862	835	876	10,281

図表22 在留特別許可の申請を許可した件数等

		単位(件)	
		令和6年	令和7年
申請		2,048	2,424
許可		469	1,026
不許可		370	1,233
終止		46	119

(注) 令和5年改正入管法の施行日である令和6年6月10日から同年12月末までの数値

図表23 被収容者の入出所・月末収容人員

月 入出所・収容人員	単位(人)												総数
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
入所	930	1,003	1,064	825	1,119	1,230	1,303	933	1,046	1,445	1,311	1,191	13,400
出所	965	1,028	1,103	736	1,129	1,208	1,363	987	950	1,271	1,277	1,342	13,359
月末現在収容人員	494	469	430	519	509	531	471	417	513	687	721	570	—

図表24 官署別被収容者数

	計	令書別		退去強制令書に基づく収容期間別								最長 収容 期間 (6月以上)
		収令	退令	6月未満	6月以上	1年以上	1年半以上	2年半以上	6年以上	13年以上		
				1年未満	1年半未満	2年未満	3年未満	6年半未満	13年半未満			
合計	570	82	488	471	8	3	3	1	1	1		
東日本	75	0	75	63	4	3	2	1	1	1	13年3月	
大村	15	0	15	15	0	0	0	0	0	0		
東京	282	46	236	233	2	0	1	0	0	0	1年10月	
横浜	32	2	30	28	2	0	0	0	0	0	7月	
名古屋	79	8	71	71	0	0	0	0	0	0		
大阪	87	26	61	61	0	0	0	0	0	0		

(注1)「退去強制令書に基づく収容期間」については、6月ごとに期間別の数値を計上したものを表示している。

(注2)令和7年12月31日時点

図表25 国籍別被収容者数(上位10か国)

単位(人)

国籍・地域	令和6年	令和7年	対前年増減数
総数	529	570	41
ベトナム	172	180	8
カメルーン	4	56	52
ガーナ	3	53	50
タイ	42	49	7
インドネシア	36	28	△ 8
中国	48	24	△ 24
スリランカ	36	24	△ 12
ブラジル	18	16	△ 2
フィリピン	20	14	△ 6
トルコ	13	13	0
その他	137	113	△ 24

(注1)令和7年12月31日時点

(注2)表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表26 3か月ごとの収容の見直しに基づく報告の処理件数

単位(件)

出入国在留管理庁長官が3か月ごとの収容の見直しに基づく報告を受けた件数	214
出入国在留管理庁長官が監理措置決定をすべきことを命じた件数	2

- (注1)「3か月ごとの収容の見直しに基づく報告を受けた件数」とは、被退去強制者の収容期間が継続して三月に達した場合において、入管法第52条の8第3項後段に基づき、出入国在留管理庁長官が、主任審査官から監理措置決定をしない旨の報告を受けた件数をいう。
- (注2)「出入国在留管理庁長官が監理措置決定をすべきことを命じた件数」とは、同法第52条の8第4項に基づき、出入国在留管理庁長官が、監理措置決定をすべきことを命じた件数をいう。

図表27 監理措置決定の処理件数

単位(件)

		退去強制令書発付前	退去強制令書発付後
監理措置決定(①、②、③の合計)		2,103	1,680
通知による監理措置決定(①)		2,048	1,243
申請による監理措置決定(②)		54	435
申請受理件数		198	712
申請の 処理 状況	許可	54	435
	不許可	15	97
	終止	120	77
	未処理	33	194
職権による監理措置決定(③)		1	2

(注1)「通知」とは、入管法第39条第1項の通知(退去強制令書発付前)又は同法第52条第7項の通知(退去強制令書発付後)をいう。  
 (注2)申請に対する処理が年をまたぐことがあるため、「申請受理件数」と、「申請の処理状況」の合計とは、必ずしも一致しない。

図表28 退去強制令書発付前の被監理者に係る報酬を受ける活動の許可の処理件数

単位(件)

報酬を受ける活動の許可		4
申請受理件数		38
申請の 処理 状況	許可	4
	不許可	8
	終止	13
	取下げ	1
	未処理	14

(注)申請に対する処理が年をまたぐことがあるため、「申請受理件数」と、「申請の処理状況」の合計とは、必ずしも一致しない。

図表29 退去強制令書発付前の被監理者数の推移(各年末現在)

単位(人)

国籍・地域	令和6年	令和7年
総数	196	652
トルコ	47	205
フィリピン	31	66
中国	21	53
スリランカ	8	34
パキスタン	10	34
タイ	5	33
ミャンマー	3	26
ブラジル	15	20
ベトナム	8	20
ウズベキスタン	0	20
その他	48	141

(注1)表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表30 退去強制令書発付後の被監理者数の推移(各年末現在)

単位(人)

国籍・地域	令和6年	令和7年
総数	213	894
トルコ	21	254
ブラジル	37	79
スリランカ	23	77
中国	14	63
フィリピン	17	49
パキスタン	9	45
イラン	19	38
バングラデシュ	6	28
ペルー	9	21
ナイジェリア	7	20
その他	51	220

(注1)表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表31 仮放免許可の処理件数

単位(件)

	退去強制令書発付前	退去強制令書発付後
仮放免許可(①、②の合計)	97	189
申請による仮放免許可(①)	0	18
申請受理件数	9	60
申請の処理状況		
許可	0	18
不許可	2	36
終止	8	12
未処理	0	0
職権による仮放免許可(②)	97	171

(注)申請に対する処理が年をまたぐことがあるため、「申請受理件数」と、「申請の処理状況」の合計とは、必ずしも一致しない。

図表32 退去強制令書発付前の被仮放免者数(令和7年末現在)

国籍・地域	令和7年		
	旧法	新法	計
総数	391	51	442
トルコ	90	18	108
カンボジア	69	0	69
ウズベキスタン	25	7	32
中国	17	8	25
スリランカ	23	2	25
フィリピン	18	2	20
パキスタン	13	3	16
バングラデシュ	14	1	15
カメルーン	13	1	14
ウガンダ	12	1	13
その他	97	8	105

(注1) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(注2)「旧法」は、令和5年入管法等改正法による改正前の入管法第54条第2項の規定により仮放免された者である。

(注3)「新法」は、令和5年入管法等改正法による改正後の入管法第54条第2項の規定により仮放免された者である。

図表33 退去強制令書発付後の被仮放免者数の推移(各年末現在)

国籍・地域	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年			令和7年		
				旧法	新法	計	旧法	新法	計
総数	4,174	3,391	2,929	2,402	47	2,449	1,853	134	1,987
トルコ	458	650	738	569	11	580	436	68	504
イラン	276	267	275	271	5	276	237	13	250
スリランカ	237	251	268	221	6	227	145	9	154
パキスタン	156	162	175	178	2	180	144	4	148
ナイジェリア	155	156	143	141	0	141	119	2	121
中国	488	470	160	118	2	120	91	2	93
ブラジル	125	129	130	113	0	113	81	3	84
バングラデシュ	95	105	116	93	1	94	68	4	72
フィリピン	363	271	189	101	3	104	60	3	63
ガーナ	74	74	71	63	0	63	60	2	62
その他	1,747	856	664	534	17	551	412	24	436

(注1) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(注2)「旧法」は、令和5年入管法等改正法による改正前の入管法第54条第2項の規定により仮放免された者である。

(注3)「新法」は、令和5年入管法等改正法による改正後の入管法第54条第2項の規定により仮放免された者である。

図表34 退去強制が確定した者の数(100人以上の国)

単位(人)

	令和6年末	令和7年末	対前年増減数
<b>総数</b>	<b>3,123</b>	<b>3,369</b>	<b>246</b>
トルコ	610	765	155
イラン	307	295	△ 12
スリランカ	285	250	△ 35
ベトナム	203	203	0
パキスタン	197	199	2
中国	172	178	6
ブラジル	165	175	10
ナイジェリア	155	149	△ 6
フィリピン	135	123	△ 12
ガーナ	70	121	51
カメルーン	43	105	62
バングラデシュ	108	105	△ 3
その他	673	701	28

(注1)表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(注2)令和7年は速報値。